

新班長職等の制度概要（案）

【提案・説明資料】

	師範運転士	主任運転士	主任技士	グループリーダー	乗務主任（参考） ※令和5年度より実施済	乗務副主任（参考） ※令和5年度より実施済
発令日	毎年7月1日（4月～6月頃の選考を想定）				毎年7月1日	
選考方法	立候補形式ではなく所属長からの内申を経て、選考（面接試験及び勤務評定）を経て任命				立候補形式ではなく所属長からの内申を経て、選考（面接試験及び勤務評定）を経て任命	
年齢要件	年度末時点で60歳以下の者 ※年度末時点で60歳に達する者は年度末に任を解く。		年度末時点で60歳以下の者 ※所属長が職場の状況により特に必要であると認める場合はこの限りではない。		年度末時点で60歳以下の者 ※年度末時点で60歳に達する者は年度末に任を解く。	
在籍要件（発令日時点）	高速鉄道運転士歴5年以上	①在籍5年以上 ②高速鉄道運転士歴2年以上	在籍5年以上	①在籍5年以上 ②巧技士補歴1年以上	①在職6年以上 ②乗務副主任歴3年以上	①在籍3年以上 ②免許取得後5年以上
人事評価要件	前年度または前々年度の人事評価で、能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「期待を上回る」以上の評価があり、かつ「あと一步の改善を期待する」以下の評価がないこと。 ただし、令和7年度実施の選考においては、前々年度（令和5年度）の人事評価に限り、添乗調査・職務遂行状況の結果等を鑑み、所属長が同等以上と認める場合も含む。				前年度または前々年度の人事評価で、能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「期待を上回る」以上の評価があり、かつ「あと一步の改善を期待する」以下の評価がないこと。	
任期	任期1年（再任可） （毎年度、選考を実施し、任期は7月1日から翌年6月30日までの1年間。年度途中で任命された場合には、直近6月30日までとする。）				任期1年（再任可） （毎年度、選考を実施し、任期は7月1日から翌年6月30日までの1年間。年度途中で任命された場合には、直近6月30日までとする。）	任期なし
資格喪失要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価「あと一步の改善を期待する」以下〔能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「あと一步の改善を期待する」以下の評価がある場合〕</li> <li>懲戒処分等を受けた者</li> <li>新班長職等としての適格性を欠くと認められる者</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価「あと一步の改善を期待する」以下〔能力評価の全体評語または業績評価の全体評語で「あと一步の改善を期待する」以下の評価がある場合〕</li> <li>懲戒処分等を受けた者</li> <li>乗務主任、乗務副主任としての適格性を欠くと認められる者</li> </ul>	
処遇	2号給 （主任運転士を経ず、師範運転士へ任命された場合は4号給）	2号給	2号給 （60歳以上の職員が任命された場合は昇給しない。）		2号給 （乗務副主任を経ず、乗務主任へ任命された場合は4号給）	2号給
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度以前に指導職として任命された経験のある者は昇給しない。</li> <li>任を解かれた場合には、次の査定昇給時において、上記号給の調整を行うものとする。 〔次の査定昇給時に調整ができない場合は、その次以降の査定昇給時に調整を行う。〕</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度以前に指導職として任命された経験のある者は昇給しない。</li> <li>任を解かれた場合には、次の査定昇給時において、上記号給の調整を行うものとする。〔次の査定昇給時に調整ができない場合は、その次以降の査定昇給時に調整を行う。〕</li> </ul>	
配置数 （各職種の職員数の概ね2割の人数を基本とする）	運転士全体で14名 ※上記の配置数を基本に、運転士研修生の1.5倍の人数になるように決定	名谷乗務区：7名 荻藻乗務区：2名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	車両工場：2名 石屋川車庫：1名 中央車庫：1名 垂水車庫：1名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	検車区：5名 御崎検修係：2名 電気区：6名 変電区：5名 保線区：5名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	石屋川営業所：7名 中央営業所：8名 垂水支所：1名 ※上記の配置数を基本に、班体制を踏まえて決定	乗務主任・乗務副主任の合計が職員数の一定数の割合となるよう配置（概ね2割を上限）

## 職務の役割（案）

師範運転士	<p>高速鉄道運転業務の中で、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、高速鉄道運転士の指導等に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転士研修生の養成業務</li> <li>・ 研修所との調整業務</li> <li>・ 研修生の勤務調整</li> <li>・ 師範運転士間の連絡調整</li> <li>・ HE 事象を発生させた乗務員の実務再教育(運転士養成期間を除く)</li> <li>・ 経験浅薄者を中心とした運転士への運転指導全般</li> </ul>
主任運転士	<p>高速鉄道運転業務に加え、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、班員の指導及び連絡調整にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班長会議への出席</li> <li>・ 乗務上の問題点についての課題解決</li> <li>・ 乗務員の意見の収集、集約</li> <li>・ 乗務助役の補助（教育訓練、事務連絡周知、服務規律確認等）</li> <li>・ 班会議の開催（適宜開催）</li> </ul>
主任技士	<p>自動車整備業務に加え、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、班員の指導及び連絡調整にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業グループにおけるリーダー的な役割</li> <li>・ 補修内容・整備内容の方針の詳細作業分担決定</li> <li>・ 技士として模範となる整備作業の実施と新人技士等の教育</li> <li>・ 運輸技術職員との連絡調整（グループ内への作業指示）</li> </ul>
グループリーダー	<p>班長設置規程、保守係員規程、保守係員服務規程における役割を担うとともに、保守業務の安全及び円滑な運営を図るため、グループ（現在の「班」を想定）員の指導及び連絡調整にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の規模のグループを代表する。</li> <li>・ グループ員への情報伝達、グループ員からの意見のとりまとめ。</li> <li>・ グループで実施した業務の結果や対応が必要な内容等の報告。</li> <li>・ グループ員の技能的業務の指揮監督、技術習熟度判定、行動管理及び服務に関する指導監督。</li> <li>・ グループにおけるヒヤリハット及び注意事象等の分析・職場内情報共有及び再発防止策まとめ。</li> </ul>
乗務主任 （参考） ※令和5年度より実施済	<p>乗合自動車運転業務に加え、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、班員の指導及び連絡調整にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班員に対する指導・カウンセリング、教育、小集団活動</li> <li>・ 運行管理者の補助業務</li> <li>・ 班員の資質向上に関すること</li> <li>・ 事故苦情の再発防止策の実施</li> <li>・ 班会議の開催</li> <li>・ 管理職及び運行管理者と班員との連絡調整</li> </ul>
乗務副主任 （参考） ※令和5年度より実施済	<p>乗合自動車運転業務の中で、同業務の安全及び円滑な運営を図るため、乗合自動車運転士の指導等にあたる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗合自動車運転士に対する指導・カウンセリング、教育</li> <li>・ 乗務主任の補助業務</li> <li>・ 管理職及び運行管理者と班員との連絡調整</li> </ul>